

議案第 21 号

名張市奨学金選考委員会委員の委嘱及び解嘱について

名張市奨学金選考委員会規程（昭和41年教育委員会規程第23号）第3条の規定に基づく名張市奨学金選考委員会委員の委嘱及び解嘱については、別紙のとおり行う。

令和 7 年 5 月 2 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市奨学金選考委員会 委員名簿

委嘱・任命期間：【5号委員以外】在職期間中

【5号委員】令和5年4月1日～令和8年3月31日

委 員 一 覧					前委員（継続委員は除く）	
	区 分	氏 名	所属団体・役職名	当初委嘱・任命日	氏 名	所属団体・役職名
1	1 号	松崎 隆尚	名張高等学校長	令和7年6月1日	水守 智士	名張青峰高等学校長
2	2 号	山本 和弘	赤目中学校長	令和5年4月1日		
3	3 号	出江 由隆	副市長	令和7年6月1日	中村 岳彦	副市長
4	4 号	西山 嘉一	教育長	令和2年4月1日		
5	5 号	辻 愛	教育委員	令和5年4月1日		

(趣旨)

第1条 この規程は、名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）第14条第2項の規定により名張市奨学金選考委員会（以下「選考委員会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 選考委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 名張市奨学金の支給を受ける者の選考に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(定数、選任)

第3条 選考委員会の委員の定数は5名とし、次の各号の区分により教育委員会が選任する。

- (1) 名張市に設置の高等学校又は高等専門学校の校長
- (2) 市立中学校の校長
- (3) 副市長
- (4) 教育長
- (5) 教育又は社会経済に関する学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第5号の規定による委員にあつては3年とし、その他の委員にあつては、当該職にある期間とする。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、選考委員会を代表する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が行う。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 選考委員会に関する庶務は、教育委員会教育総務室で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則 省略